

広島県告示第三百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、昭和四十五年三月二十七日広島県告示第二百八十一号で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち、蔵本谷奥地区を廃止する。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山